

# 容量確保契約約款（案）に関する修正内容（1/2）

## 【約款】 附則（2020年6月30日（2023年2月1日改定））

### <変更前（意見募集内容）>

第2条 調達オークションにおける容量確保契約金額の算出に関する経過措置（略）

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額  
= 契約単価※1 × 契約容量  
- 経過措置控除額  
- 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額  
- 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2

経過措置控除額 = メインオークションの約定価格※3  
× {メインオークションの落札容量※4 × (1 - 経過措置係数)} ※5

経過措置係数 = (1 - 控除率)

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※6  
= 個々の電源の調達オークションの約定価格※7 × 調達オークションの落札容量※8 × (1 - 経過措置控除係数)  
(略)

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリースを反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

※3：経過措置控除額の算定に適用する約定価格はメインオークションの約定価格とします

※4：経過措置控除額の算定に適用する落札容量はメインオークションの落札容量とします

※5：メインオークションの落札容量 × (1 - 経過措置係数) の算定時に小数点以下を切り捨て

※6：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

※7：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する約定価格は調達オークションの約定価格とします

※8：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する容量は調達オークションの落札容量とします

### <変更後（誤記修正後内容）>

第2条 調達オークションにおける容量確保契約金額の算出に関する経過措置（略）

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額  
= 契約単価※1 × 契約容量  
- 経過措置控除額  
- 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額  
- 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2

経過措置控除額 = メインオークションの約定価格※3  
× {メインオークションの落札容量※4※5 × (1 - 経過措置係数)} ※6

経過措置係数 = (1 - 控除率)

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※7  
= 個々の電源の調達オークションの約定価格※8 × 調達オークションの落札容量※4 ※9 × (1 - 経過措置控除係数)  
(略)

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリースを反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

※3：経過措置控除額の算定に適用する約定価格はメインオークションの約定価格とします

※4：市場退出時は、メインオークションと調達オークションの各落札容量に応じた按分により、各オークションの落札容量に対する市場退出した電源等の容量相当を減じます

※5：リリースオークションの落札時は、メインオークションとリリースオークションの落札容量の差分とします

※6：メインオークションの落札容量 × (1 - 経過措置係数) の算定時に小数点以下を切り捨て

※7：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

※8：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する約定価格は調達オークションの約定価格とします

※9：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する容量は調達オークションの落札容量とします

# 容量確保契約約款（案）に関する修正内容（2 / 2）

## 【約款】 附則（2020年6月30日（2023年2月1日改定））

### <変更前（意見募集内容）>

第2条 調達オークションにおける容量確保契約金額の算出に関する経過措置  
(略)

8. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。



### <変更後（誤記修正後内容）>

第2条 調達オークションにおける容量確保契約金額の算出に関する経過措置  
(略)

8. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。